

青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年のインターネットの適切な利用を推進するため、岡山県内で営業し、来店者にスマートフォン（携帯電話・携帯電話インターネット接続役務を提供するタブレットを含む。）を販売する販売店（以下「販売店」という。）のうち、知事が実施する青少年へのフィルタリング奨励を宣言する店舗（以下「宣言店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 知事は、次の各号に掲げる事項を宣言し、実践する販売店を宣言店として登録することができる。

- (1) 保護者及び青少年にインターネットの不適切な利用に伴う危険性について説明すること。
- (2) 保護者及び青少年にスマートフォン用のフィルタリングの必要性を説明すること。
- (3) 保護者及び青少年にフィルタリングで制限されるサイトやアプリを使いたい場合でも、特定のサイトやアプリだけ利用できるようにカスタマイズできることを説明すること。
- (4) 保護者及び青少年にインターネット利用に関する家庭でのルールづくりについて説明すること。
- (5) 「青少年へのフィルタリング奨励店宣言店登録ステッカー」（様式1）（以下「ステッカー」という。）及び知事名による「青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録証」（様式2）（以下「登録証」という。）を来店者の見えやすい場所に掲示するよう努めること。

(登録の申込み)

第3条 知事は、宣言店の登録の申込みをしようとする販売店に「青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録申込書」（様式3）（以下「登録申込書」という。）を提出させるものとする。

(登録)

第4条 知事は、前条の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、適當と認められるときは、当該販売店を「青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録台帳」（様式4）（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

2 知事は、登録した宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、「ステッカー」及び「登録証」（以下「登録交付物」という。）を交付するとともに、登録宣言店を岡山県ホームページに掲載するものとする。

(登録の変更)

第5条 知事は、登録申込書に記載した内容の変更があった登録宣言店に「青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録変更申込書」（様式5）（以下「登録変更申込書」という。）を提出させるものとする。

(登録の抹消)

第6条 知事は、廃業その他やむを得ない理由により登録の抹消を希望する登録宣言店があるときは、当該登録宣言店に、「青少年へのフィルタリング奨励宣言店登録抹消届」（様式6）（以下「登録抹消届」という。）を提出させるとともに、登録交付物を返納させるものとする。

2 知事は、前項の規定により登録抹消届が提出されたときは、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を岡山県ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

第7条 知事は、登録申込書や登録変更申込書の記載内容に虚偽事項が判明するなど登録宣言店としてふさわしくないと判断されるときは、当該登録宣言店の登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録宣言店に対し、その旨を通知し、当該登録宣言店を登録台帳から削除するとともに、当該登録宣言店を岡山県ホームページから削除するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取り消した販売店に登録交付物を返納させるものとする。

(指導又は助言)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、登録宣言店に対し指導し、又は助言できるものとする。

(事務)

第9条 この宣言店の登録等に関する事務は、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。